

平成24年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況 (概要)

1 交付市町村数

交付金を交付した市町村数（交付市町村数）は、993市町村で、対象農用地を有する市町村数(対象市町村数)1,110の89%である。

交付市町村数

	H24年度	H23→H24の増減 (率)	参考：H23年度
全市町村数	1,719	0	1,719
対象市町村数 ①	1,110	1 (0.1%)	1,109
基本方針策定市町村数	1,008	0	1,008
交付市町村数 ②	993	0	993
交付市町村率 ②/①	89%		90%

※ 平成23年度中山間地域等直接支払制度の実施状況において、対象市町村数を1,108と公表したが、都道府県からの報告に誤りがあったため、1,109に修正。

2 協定数

集落協定と個別協定を合計した協定数は、昨年度と比べ279協定増加し、27,849協定となっている。

協定数

	H24年度	H23→H24の増減 (率)	参考：H23年度
計	27,849	279 (1.0 %)	27,570
基礎単価	8,961	△ 8 (△0.1 %)	8,969
体制整備単価	18,888	287 (1.5 %)	18,601
集落協定	27,352	258 (1.0 %)	27,094
基礎単価	8,887	△ 11 (△0.1 %)	8,898
体制整備単価	18,465	269 (1.5 %)	18,196
個別協定	497	21 (4.4 %)	476
基礎単価	74	3 (4.2 %)	71
体制整備単価	423	18 (4.4 %)	405

※ 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

※ 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。

体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。

3 交付金交付面積

交付金が交付された面積(以下「交付面積」という。)は、昨年度と比べ4千8百ha増加し、68万haとなっている。

また、交付面積のうち、体制整備単価に取り組んだ面積は60万haで、全体の9割近くを占めている。

交付面積

(単位：ha)

	H24年度	H23→H24の増減 (率)	参考：H23年度
対象農用地面積①	830,836	3,342 (0.4%)	827,494
交付面積②	682,404	4,771 (0.7%)	677,633
基礎単価	87,077	325 (0.4%)	86,751
体制整備単価	595,328	4,446 (0.8%)	590,882
交付面積率 ②/①	82.1%		81.9%

※ 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に該当する農用地のうち、市町村が対象農用地として基本方針に記載している農用地面積。

※ 平成23年度中山間地域等直接支払制度の実施状況において、対象農用地面積を832,903haと公表したが、都道府県からの報告に誤りがあったため、827,494haに修正。